奈良県告示第四百八十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により、特定鳥獣の捕獲等の数の制限の一部を次のとおり解除する。

なお、平成十九年三月奈良県告示第五百六十五号（特定鳥獣の捕獲及び制限の解除）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　対象狩猟鳥獣の種類

ニホンジカ

二　対象区域

五條市のうち同市と下市町の境界と吉野川の交点を起点とし、同所より同市と下市町の境界を南進及び南東進し、同市と下市町と黒滝村の境界に至り、同所より同市と黒滝村の境界を南東進し、同市と黒滝村と天川村の境界に至り、同所から同市と天川村の境界を南西進、南進及び東進し、同市と天川村と上北山村の境界に至り、同所から同市と上北山村の境界を南進し、同市と上北山村と十津川村の境界に至り、同所から同市と十津川村の境界を西進及び南西進し、同市と十津川村と野迫川村の境界に至り、同所から同市と野迫川村の境界を北東進し、同市と野迫川村の境界と川原樋川の交点に至り、同所から下流へ東進し新宮川に至り、同所から同川を上流へ北進し、同川と国道百六十八号線の交点に至り、同所から同国道を北進し吉野川との交点に至り、同所より吉野川を上流へ北東進し起点に至る線に囲まれた区域、宇陀市のうち同市と三重県の境界と宇陀川との交点を起点とし、同所から同境界を南東進し、同市と曽爾村と三重県の境界に至り、同所から同市と曽爾村の境界を南西進し、同市と曽爾村と東吉野村の境界に至り、同所から同市と東吉野村の境界を西進、南東進及び南西進し、同市と東吉野村と吉野町の交点に至り、同所から同市と吉野町の境界を西進し、同境界と国道三百七十号線の交点に至り、同所より国道三百七十号線を北進し、同市榛原区との交点に至り、同所から同市榛原区と同市菟田野区の境界を東進し、同境界と宇陀川の交点に至り、同所から同河川を下流へ北東進し起点に至る線に囲まれた区域、曽爾村、御杖村、吉野町のうち同町と宇陀市と東吉野村との境界を起点とし、同所より同町と東吉野村の境界を南西進し、同町と東吉野村と川上村との境界に至り、同所より同町と川上村の境界を南西進し、同町と川上村と黒滝村の境界に至り、同所より

同町と黒滝村の境界を南西進及び北西進し、同町と黒滝村と下市町の境界に至り、同所より吉野町と下市町の境界を北西進し、吉野町と下市町と大淀町の交点に至り、同所より吉野町と大淀町の境界を東進及び北進し、同境界と国道百六十九号線との交点に至り、同所より同国道を東進及び南東進し国道三百七十号線との交点に至り、同所より国道三百七十号線を東進し同国道と県道十六号線との交点に至り、同所より同国道を北進し、同国道と同町と宇陀市の境界の交点に至り、同所より同境界を東進し起点に至る線に囲まれた区域、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村のうち同村と五條市の境界と川原樋川との交点を起点とし、同所から同村と五條市の境界を南西進し、野迫川村と五條市と十津川村の境界に至り、同所から野迫川村と十津川村の境界を西進し、野迫川村と十津川村と和歌山県の境界に至り、野迫川村と和歌山県の境界を北西進し、同境界とアズマタ谷の交点（笹ノ茶屋峠）に至り、同所から同谷に沿って弓手原川の源流に至り、同所から同川の下流へ北東進し、弓手原川と北股川と川原樋川の交点に至り、同所から川原樋川を下流へ北東進し起点に至る線により囲まれた区域、十津川村、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村

三　期間

平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで

四　解除後の捕獲等の数の制限

１人１日３頭まで。ただし、雄は、１頭までとする。